働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）事業セミナー

主催　大船渡商工会議所　陸前高田商工会　住田町商工会

基礎から学びたい方、初心者の方も歓迎です。

『働き方改革』のその前に 労働時間・有休・賃金の基礎を学ぼう

開催日
場　所

2024年 9月10日（火） 13:30～15:30　大船渡商工会議所　1階

2019年４月から始まった働き方改革。職場での取り組みは進んでいますか？でもその前に「そもそも労働時間とはどこからどこまで？」「休憩や休日のルールってどうなっているの？」「残業代の給与計がこれで本当に合っている？不安だなぁ」「『家族を被扶養者に入れたい』に対応したい」などをわかりやすく解説いたします。

対　象

初めて総務・労務担当になった方、訊ける相手がいなくて困っている方、労務管理をちゃんとしたいとお考えの方、基礎について改めて確認したい方

プログラム内容　（内容が一部変更になる場合があります）

1.「時間外労働の上限規制」…その前に

（1）そもそも労働時間とは？
働く時間１日は○時間、１週間は○○時間／休憩／休日／休日の振替／振替と代休の違い／移動時間は労働時間？／他

（2）時間外労働・休日労働の上限規制について

2.「年５日の年次有給休暇の取得義務」…その前に

（1）有休の目的はリフレッシュ／誰に、いつ、何日発生する？／有休には有効期限がある／他

（2）年５日の年次有給休暇取得の取得義務について

3. 同一労働同一賃金～不合理な待遇差の禁止…その前に

（1）自社の賃金はどうやって決まる？／残業代の割増率／割増計算の注意点とよくある勘違い事例／他

（2）同一労働同一賃金～不合理な待遇差の禁止について

4. 2024年４月～労働条件通知書の書き方の改正

働く場所、仕事の内容、有期雇用の更新回数はどう書く？／その仕事、実は業務委託？一雇用と請負の違い

5. 2024年10月からの社会保険の適用拡大･･･その前に

（1）被扶養者になれる人、なれない人／年収130万円の壁とは？

（2）社会保険の適用拡大～10月から被保険者50人を超え…どうなる？何する？

受講料・定員　**無料・30名**

講　師

大船渡社会保険労務士事務所
社会保険労務士
崎 山 美智穂 氏

問合わせ

大船渡商工会議所
電話 0192-26-2141

お申込み

ＱＲコードまたは
ＦＡＸにて

…… 下記申込書にご記入の上、切り取らずにそのまま **FAX 27-1010** または **QRコード**からお申込み下さい ……

＜『働き方改革』のその前に労働時間・有休・賃金の基礎を学ぼう＞セミナー参加申込書

事業所名		電　話		業　種	
所在地（該当に○）	大船渡市・陸前高田市・住田町・他	ＦＡＸ		従業員数	
参加者氏名①		参加者氏名②			
ご質問等					

お申込みいただいたお客様情報は、当セミナーの開催業務管理及び今後のセミナーの開催案内のみに利用させていただきます。